

岩手県告示第4号

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の2）の一部を次のように改正する。

ただし、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第109条の共済責任期間の開始日が平成19年1月4日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成19年1月5日

岩手県知事 増田 寛也

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	漁業の区分	加入区 の名称	区 域	漁業の区分
[略]			[略]		
釜石湾 加入区	釜石湾 漁業協 同組合 の地区	1 総トン数10トン未満の漁船に より主として釣りによっていか をとることを目的とする漁業 2 1以外の総トン数10トン未満 の漁船漁業 3 総トン数10トン以上20トン 未満の漁船漁業 <u>4 定置漁業</u>	釜石湾 加入区	釜石湾 漁業協 同組合 の地区	1 総トン数10トン未満の漁船に より主として釣りによっていか をとることを目的とする漁業及 <u>び定置漁業</u> 2 1以外の総トン数10トン未満 の漁船漁業 3 総トン数10トン以上20トン 未満の漁船漁業
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					